

第五次男女共同参画基本計画策定専門調査会自由討議用・補足メモ(12,17)

高橋史朗

厚労省が作成した「体罰に関する指針案」には、『不快感を引き起こす行為（罰）は、どんなに軽いものでも体罰に該当し、法律で禁止される』と書かれ、「愛の鞭ゼロ作戦」には、「子どもの言い分を気長に聴きましょう。『わがままな子になっては困る』という思いから、親は指示的に対応してしまうこともあります・・・」などと書かれています。親の「指示」自体を否定することは、教育の根幹を揺るがしかねません。そういう誤解が広がれば、教育の混乱、荒廃に拍車をかけることになります。

それ故に、産経新聞「主張」は、「しつけの放棄につながれば、逆に子供の真っ当な成長が望めない。適切な指導まで萎縮しないよう、指針案のさらなる検討を求めたい」「だめなことはだめだと、体験的に教えねば子供はわからない。会津藩では『ならぬことはならぬものです』と厳しく教えた」「糞に懲りて鯰を吹く指針では健全な成長を妨げ、本末転倒とならないか」「しつけや指導の重要性についても論議すべきではないか」（12月15日付）と指摘しているのです。

ちなみに、政府の「次代を担う青少年について考える有識者会議」報告書（平成10年）は、「3 今、何をなすべきか」一(1)基本的認識」において次のように指摘しています。

＜”地獄への道「善意」で敷き詰められている。”

子どもたちの間違いを「教育的配慮」という優しさから、あいまいに処理することにより、問題を放置し、取り返しのつかないレベルまで増幅させていることはないだろうか。”まあまあ”で済ませてしまうのは、その時は楽である。子どものことを思い、”悪いことは悪い”ということをはっきりさせ、真剣に「叱り」、厳しく「罰し」、子どもに「課題を突きつける」態度が、大人に、さらに社会に求められる。また、子どもにも、悪いことは悪いことと自覚させるため、法律によって厳しく処分することも視野に入れる必要があろう。＞

縦割り行政を排した政府の各省庁の横断的な有識者会議の「基本認識」を変更するのであれば、産経新聞の「主張」のように、「しつけや指導の重要性についても論議」を尽くす必要があります。

ノーベル経済学賞を受賞したシカゴ大学のヘックマン教授は、5歳までに自制心、忍耐力などの「非認知能力」を育むことが、高校卒業率、収入、持ち家率、離婚率、犯罪率、生活保護受給率に関係することを長期追跡調査によって明らかにし、スタンフォード大学のウォルター・ミッシェル教授はマシュマロ実験を同大付属幼稚園で行い、4歳児までに自制心を育んだ子とそうでない子のSATの成績の差は2400満点中、210点だったと報告していま

す。新学習指導要領・幼稚園教育要領、OECD 保育白書(2015)でも「非認知能力」が重視されていますが、「非認知的能力」を育むためには、しつけや指導も必要不可欠です。

子供の自制心を育むためには、文科省の「徳育に関する懇談会」(平成 21 年)でお茶の水女子大学の尾田幸雄教授が強調されたように、「他律によって自律へ」と導く指導が必要不可欠です。このような「教育」の逆説的な本質を見失ってはなりません。このような観点から「しつけや指導の重要性について議論」を尽くす必要があります。

文科省「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実」について…「学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実…(新規・拡充事項) いじめ・不登校・虐待対策のための重点整備」と書かれています。が、杉山登志郎氏によれば、不登校児・被虐待児の半数以上が発達障害であり、児童虐待は発達障害の第4グループに分類されています。学校における教育相談によって「児童虐待の未然防止」を図るためには、発達障害の早期発見・早期支援が必要不可欠であるが、スクールカウンセラーの量的拡充によって、児童虐待の未然防止が本来にできるのか？

筑波大学の安梅勲江教授は「かかわり指標」を活用した根拠に基づく子育て・子育て支援に向けて『気になる子の早期発見・早期支援』を出版し、国際的に社会能力の構成要素としても広く活用されている「自己表現 (assertion)」「自己統御 (self-control)」「協同 (cooperation)」の枠組みを用いた「かかわり指標」を用いた早期発見・早期支援の具体的な方法と支援のポイントを、自閉症・広汎性発達障害・ADHD・虐待傾向の事例に応じて解説しています。

科学的根拠に基づく「子育て」「子育て」支援をめざす「かかわり指標」は子供と養育者を対象としており、両者の調和のとれた関係性の構築を目指しており、主体性・応答性・共感性・社会情緒的発達・感情制御等への配慮について評価するものです。

厚労省が先日「体罰に関する指針案」(体罰等によらない子育ての推進について)を発表しましたが、厚労省が作成した「愛の鞭ゼロ作戦」には、「子どもの言い分を尊重に置きましよう。『わがままな子になっては困る』という想いから、親は指示的に対応してしまうこともありますが、子どもの成長過程で必ず通る道だと大らかに構えて、子どもの意思を後押ししていきましよう。」と書かれています。

元筑波大学教授の市川昭午氏の論文によれば、イギリスの言い伝えに、“Children should be seen, not heard.”(大人は子供から目を離すべきではないが、子供の言うことを聞き入れる必要はない)というのがあり、「他の国でも比較的共通した考え方」とあると言います。「仮に子供が大人と同等の権利を認められるとすれば、学校に行かない、好きな時に行く、好きなことを好きな方法で学習するなどの自由も含まれるはずだから、学校教育は成立しないか、大混乱に陥るのは避けられない」と指摘しています。

3月19日の関係閣僚会議で「児童虐待防止対策の抜本的強化について」決定し、懲戒権の在り方や子供の意見表明権を保障する仕組みについて検討することを明らかにしました。が、児童の権利条約第5条は、「父母、法定保護者等が児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示、及び指導を与える責任、権利、義務を尊重する」並びに、同第12条「意見表明権」には、「児童の年齢および成熟度に従って相応に考慮される」と明記されて

います。また、同前文には「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話が必要とする」「児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分考慮し…」と書かれています。(高橋史朗編『児童の権利条約』、至文堂、参照)

ちなみに、ドイツ政府は児童の権利条約の批准議案書において、成年制度が前提とする權利能力と行為能力の区別という西欧法の伝統に依拠しながら、「子供の権利」を「保護を受ける法的地位」というオーソドックスな枠組みで受けとめることによって、「オートノミーによる保護の解体」が国内法に波及することを押しとどめようとしたが、子供の幸福の実現は権利や法以前の「人間関係」の回復にかかっており、「法は人間関係を破壊すること」はできるが、強制によって人間関係を形成することはできない」とアメリカの著名な児童福祉法専門家指摘しています。『子の福祉を越えて』岩崎学術出版社、参照)

2019年2月の国連「児童の権利委員会」第4・6回日本の定期報告に係る所見には、「前向き、非暴力的かつ参加型の形態の子育て及びしつけの推進によるものを含め、あらゆる環境において実質的な体罰をなくすための措置を強化すること」と書かれています。が、権利条約が最重要視する「児童の最善の利益」を保障するためには、本人にとって利益であることをもって、行為の自由を干渉することを正当化する父権主義(パターナリズム)と、子供の自律性を重んじる自発主義(ボランタリズム)をうまく調和、共存させ、2017年にノーベル経済学賞を受賞した「ナッジ理論」のように、「親の象が子育て象をそっと押しながらかく」必要があるのではないだろうか。

その意味で、産経新聞「主張」の3月21日付「児童虐待防止一法改正だけでは命は救えぬ」、6月3日付「体罰禁止法案—『懲戒権』の廃止は慎重に」、12月15日付「体罰の指針案—しつけの萎縮を招かぬか」にも耳を傾け、子供の発達、すなわち「子育て」と親性の発達、すなわち「親育ち」支援のためには、発達段階に応じた「かかわり」についての配慮が必要です。

文科省は、「情動」に関する脳科学研究が飛躍的発展を遂げた成果を踏まえて、平成24年に「情動の科学的解明と教育等への応用に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ、平成26年に「審議のまとめ」を公表し、「いじめ等の問題行動についても、『情動』の発達におけるひびきみが極めて重要な因子の一つである」として、「科学的根拠のある支援プログラム」の開発、「予防的に働きかける仕組みの創発」等を目指す研究者(10大学が参加)と教育現場が連携した「情動に関するブラットフォーム」(「子どもみんなプロジェクト」)の取組が5年間積み上げられてきました。

ひとり親の増加など子育てへの困難感を抱える保護者が増えている現状を踏まえて、「子育て」と「子育て」をエンパワメントする政策の実現こそが求められています。(安梅勲江『子どもの未来を拓くエンパワメント科学』日本評論社、2019年、参照)